決	教育長	課長	主 幹	担当スタッフ	合 議
裁					

平成18年第4回上富良野町教育委員会会議録

- 1. 平成18年4月27日(木)9時30分開会の第4回上富良野町教育委員会は、 上富良野町社会教育総合センターに招集された。
- 2. 開 会 平成18年4月27日 9時30分
- 3. 出席委員

 委員長
 増
 田
 修
 一

 委員
 T
 原
 志人子

 委員
 T
 藤
 和
 子

 委員
 管
 野博
 和

 教育長
 中
 澤良

- 4. 欠席委員
- 5. 事務局職員

 教育振興課長
 岡崎光良

 社会教育班主幹
 菊池哲男

 学校教育班主幹(記録)前田

6. 閉 会 平成18年4月27日 11時15分

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
委 員 長	平成18年第4回上富良野町教育委員会会議に入らせていただきますが、その前に事務局からの申し出によりまして、教育委員会協議会とさせていただきます。 まず、協議会最初の事項として上富良野町就学援助要綱について、事務局より説明願います。
教育振興課長	上富良野町就学援助要綱について説明します。 従来の要綱については、要保護・準要保護の両方において国の補助対象として実施し、 国の要綱に沿った中で町の要綱を制定していたところですが、本年度から準要保護については、補助対象外となったことから町独自の要綱が必要となったところであります。 主な改正内容としては、準要保護による援助の対象者は児童または生徒が属する世帯の収入が、生活保護法による一般生活費認定基準額の1.5倍以下の者として、対象とする経費の範囲のみを規定していたが、今回制定する要綱においては学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき「対象者」「費目」「支給額」等、要保護・準要保護の認定から支給、認定の解除・変更まで全ての事項について制定した。 また、準要保護の対象者は生活保護法による一般生活費認定基準額の1.5倍以下の者から富良野沿線の市町村の状況を見て1.2倍以下の者とし、激変緩和のため附則において平成18年度に限り1.4倍以下の者としております。
委 員 長	以上、上富良野町就学援助要綱について改正し平成 18 年度限り基準を 1. 4 倍以下にし、平成 19 年度以降は 1. 2 倍以下にする説明がありました。 基準が 1. 5 倍以下から 1. 4 倍以下に変更することによりいままで該当していた方が該当しないという状況になったことがありますか。
教育振興課長	現在は1件のみであります。
委 員 長	他に皆さんからご質問はありませんか
菅原 委員	就学援助は校長先生に親が事情を説明してもらうものとおもっておりましたが解釈 違いですね。
教育振興課長	要綱にも記載してあるように、学校長・民生委員の意見を付した申請書により決定していくものとなっております。
委員長	他にご質問はありませんか
工藤 委員	平成 18 年度においては、基準を 1. 4 倍以下で該当して昨年と異なる方はおりますか。

発 言 者	発言の要旨及び内容
教育振興課長	後ほど説明をする予定でありますが、前年の収入により判定するので収入に変化があ
	れば異なることもあります。
委 員 長	他に質問はありませんか。
	なければ、上富良野町就学援助要綱について、本年度は近郊の市町村の状況を調査し、
	財政状況を踏まえた上での改正であり、平成 18 年度に限っては激変緩和のため 1.4 倍以下とし、平成 19 年度以降は要綱の 1.2 以下とすることでよろしいでしょうか。
	旧以 こし、 十成 15 十反 以降 は 安 欄 の 1. 2 以 こ y る こ こ く よ ろ し v · く し よ ブ か 。
全 委 員	異議ありません。
委 員 長	次の地域子ども教室事業について事務局より説明願います。
社会教育班主幹	資料をご覧頂きながら説明します。
	平成17年度は上小と西小については月~木まで週4日間で実施をしておりましたが、金曜日も実施してほしいとの要望が多く寄せられ、平成18年度においては、運営
	方法を見直した中で指導員と配置等について協議を行い上小、西小については月~金ま
	で週5日間、東中小と江幌小については従来どおり週1回実施する計画でおります。
	登録は全体で 187 名であり、全体生徒の約 27% が登録されており、 $1\sim3$ 年生が大
	半を占めております。
委員長	只今、地域子ども教室事業について説明を頂きましたが何か質問はありますか。
全 委 員	ありません。
委員長	ただいま、就学援助制度のパンフレットを配布していただきましたが何かありますか。
学校教育班主幹	小中学校の全父兄に対して規定の変更内容について説明をしながら平成18年度の
	就学援助の申請についてお知らせをしております。
	本来であれば、事前に委員会の了承を得た上で周知すべきでありますが、時期的な部分を考慮いただき、ご了承いただきたいと思います。
全 委 員	
委 員 長	次に、十勝岳大噴火泥流災害80周年記念事業について事務局より説明願います。
社会教育班主幹	災害から80年周年を迎え、上富良野町郷土をさぐる会が中心となり発案され郷土館
	としても何らかの事業を実施したいと考えていたことから、道新富良野支局、道開発局
	旭川開発建設部、旭川土現、旭川気象台等の協力を得た中でパネル展、記念講演、

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
	現地探訪ツアー等を実施して行こうというものであります。 事業主体は、資料に記載してありますように、実行委員会体制により、構成メンバ
	ーは、前に述べた団体です。
	事業内容詳細等については添付資料のとおりです。
	以上で、十勝岳大噴火泥流災害80周年記念事業について概要説明とします。
委員長	満で80年周年を迎える十勝岳大噴火泥流災害記念事業について事務局より説明い
	ただきました。
	私どもの仏教会としても協力はするが、仏教敵には80年周年というものはなく前 面的には資料の提供等の協力は行おうと考えています。
	個的には賃付の提供等の協力は11ねりと考えています。 仏教的には、数え年で算出することから、80年周年は前年となります。
	仏教的には、
社会教育班主幹	 郷土館のアスベスト問題等により対策工事が4月30日に完了したことから、改修
	後の再オープン事業としても位置付けしたい考えです。
委 員 長	はい、それでは次にその他の今後の日程にについてお願いします。
#/. - - - - - - - - - - - - -	
教育振興課長	今後の日程ということで、まず最初に新任教職員公共施設見学会を5月13日に計画し、フラノーブルで昼食を予定しております。
	画し、フラブーブルで昼長を予定しております。 次に、教育委員の学校訪問について例年春と秋に実施しておりますが、まず、6月
	26日から29日までの間の2日間で予定をしており、各校と調整の上、次期委員会
	で報告します。 3点目の高等学校教育振興協議会総会について5月15日13時30分より予定し
	ております。
	次回教育委員会については5月22日から24日の間で予定しております
委 員 長	なお、5月16日に交通安全祈願祭の案内がきております。
	私は、次回教育委員会については5月22日が望ましいです。
	① 新任教職員公共施設見学会について昼食のみで結構ですが教育委員の参加を お願いします
	お願いします。 ※ 委員長、菅原委員出席
	○ 数育委員の学校訪問について6月26日から29日までの間の2日間で予定を
	しており各委員は了承するので早めの決定をお願いしたい。
	以上で協議を終わります。
	開会宣言10時20分
	只今から平成18年第4回上富良野町教育委員会会議を開催いたします。
	前回の議事録承認について。事務局。

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
学校教育班主幹	前回の議事録につきましてご説明申し上げます。
	前回、平成 18 年 3 月 2 3 日開催の平成 1 8 年第 3 回教育委員会議事録についてご
	報告申し上げます。報告第1号町立小中学校教職員の人事等について他2件、及び議
	案第1号平成18年度学校給食費の額の決定について他5件につき、ご審議をいただ
	き、議案のとおり了しております。
	後ほど会議録をお回しいたしますので、署名方お願い申し上げます。
委 員 長	会議録について、ご質問ご意見はありませんか。
全 委 員	ありません。
委 員 長	それでは、次に教育長から諸般の報告に入ります。
教 育 長	前回、第3回教育委員会以降の教育行政の主な点についてのみ、ご報告申し上げま
	ुं ,
	主な報告事項
	・第3回教育委員会について
	・退職校長・教頭辞令交付式について
	・教職員離任式について
	・教育団体3者送別会について
	・カムローズ市ポンポジット高生徒一行来町について
	・教職員着任式について
	・教育団体3者歓迎会について
	・各小中学校、上富良野高校、高田幼稚園入学(園)式について
	・上富良野高等学校存続を求める署名活動打ち合わせ会議について
	・上富良野町議会議員協議会について
	・道立高等学校適正配置地域検討会議について
	・道教育長、新しい高校づくり推進室長表敬訪問について ほか
委 員 長	只今の、教育長の経過報告で何かご質問ございますか。
全 委 員	ありません。
委 員 長	では、議事にはいります。日程第1報告第1号上富良野町教育委員会事務局職員の
	人事発令について報告願います。 教育振興課長
教育振興課長	報告第1号上富良野町教育委員会事務局職員の人事発令についてご報告いたしま
	す。

発	言	者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
			町職員の退職発令と人事異動に伴う発令及び非常勤嘱託職員の発令でございます。 (報告第1号別紙朗読説明)
委	員	長	ただ今、教育振興課長から日程第1報告第1号上富良野町教育委員会事務局職員の 人事発令について説明を受けました、退職発令と人事異動に伴う発令及び非常勤嘱託 職員の発令です、ご質問、ご意見はございませんか。
全	委	員	ありません。
委	員	長	それでは、日程第2報告第2号町立小中学校教職員の人事等について、教育振興課 長お願いいたします。
教育	育振興	興課長	日程第2報告第2号町立小中学校教職員の人事等について、ご報告いたします。 教職員の産前休暇に伴う非常勤講師、代替教諭の発令内申であります。 (報告第2号朗読説明)
委	員	長	ただ今、教育振興課長から日程第2報告第2号町立小中学校教職員の人事等について報告いただきました。 江幌小学校長谷川教諭の産前休暇に伴う非常勤講師、代替教諭の発令内申であります、ご質問、ご意見はございませんか。
全	委	員	ありません。
委	員	長	それでは、日程第2報告第2号を終わります、次に、日程第3報告第3号工事等の 発注状況について、教育振興課長報告願います。
教育	育振頻	興課長	日程第3報告第3号工事等の発注状況についてご報告いたします。 上富良野町教育委員会事務委任規則の規定によりまして、100万円以上の工事等 の発注状況について教育委員会に報告するものであります。 (報告第3号別紙朗読説明)
委	員	長	報告第3号100万円以上の工事等につきまして報告いただきました、ご質問、ご 意見はございませんか。
全	委	員	ありません。
委	員	長	それでは、次の日程第4議案第1号上富良野町学校評議員に委嘱についてご説明 願います。

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
教育振興課長	ただ今上程いたしました議案第1号上富良野町学校評議員に委嘱についてご説明い
	たします。 (議案第1号朗読説明)
委 員 長	ただ今、議案第1号上富良野町学校評議員に委嘱について説明していただきました。
	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までという任期で上富良野小学校、上富
	 良野西小学校、上富良野中学校それぞれの学校評議員の委嘱について説明していただき
	ました、何かご質問・ご意見はございませんか。
全 委 員	ありません。
	w) / & e/v.
 委員長	それでは、日程第4議案第1号上富良野町学校評議員に委嘱について承認いたしま
安 貝 茂	
	す。
	では、日程第5議案第2号上富良野町公民館分館長及び分館主事の任命について審議
	いたします。教育振興課長。
教育振興課長	ただ今上程いたしました日程第5議案第2号上富良野町公民館分館長及び分館主事
	の任命について説明いたします。
	社会教育法の規定に基づきまして、公民館分館長及び分館主事その他必要な職員は教
	育長の推薦により教育委員会が任命をすることとなっておりますので、ご説明いたしま
	す。 (本年度からの新任者名を説明以下、議案第2号及び別紙名簿朗読説明)
委 員 長	ただ今、日程第5議案第2号上富良野町公民館分館長及び分館主事の任命について説
	明していただきました。
	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 1 年というかたちの中で、各地域か
	らご推薦をいただき、担当課長から各地域において新しく変わる方の説明をいただきま
	した。その他の方は引き続き分館長及び分館主事をお願いするとのことです
	発令は、平成18年4月1日です。
	これについて、ご質問、ご意見はございませんか。
全委員	ありません。
委員長	
	日程第5議案第2号上富良野町公民館分館長及び分館主事の任命について承認しま
	1年初3歳未分2万工田及判別五八品力品及及び力品工事が圧削に リバス外配しよ
	次に、日程第6議案第3号上富良野町体育指導委員の委嘱について説明願います。
***	よが入し行いよしよしより行動を発力がありませる。
教育振興課長	ただ今上程いたしました日程第6議案第3号上富良野町体育指導委員の委嘱につい
	て説明いたします。

発	言	者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
			町の規程、教育委員会規則によりまして体育指導委員の定数は25名以内ということ
			になっており、前回の平成 16 年度の委嘱につきましては 20 名の委嘱でしたが、本年
			度から別紙名簿の15名を委嘱したいと考えております。
			任期は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間で、発令年月日は平
			成18年4月1日です。
委	員	長	ただ今説明のありました、上富良野町体育指導委員別紙名簿 15 名の委嘱について何
			かご質問、ご意見はございませんか。
全	委	員	ありません。
-		E .	
麥	員	長	それでは議案第3号上富良野町体育指導委員の委嘱についてはご承認いただけます ,
			h
	委	吕	
土	安	貝	
委	員	長	 議案第3号上富良野町体育指導委員の委嘱についてはご承認いたします。
<i>A</i>		X	では次に、日程第7議案第4号平成18年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につ
			いて、教育振興課長説明願います。
教育	育振興	具課長	 ただ今上程いたしました日程第7議案第4号平成 18 年度要保護及び準要保護児童生
			 徒の認定について説明いたします。
			児童生徒の家庭において経済的な理由等により就学費用の援助を必要とする児童生
			徒を認定しようとするものであります。
			次ページをご覧いただきたいと思います。
			最初のページ4世帯6名につきましては生活保護世帯つまり要保護の児童生徒であ
			ります。
			次のページ以降は、準用保護児童生徒42世帯60名の申請者名簿です。
			否認定者につきましては、先程協議会において説明させていただいた、上富良野町就
			学援助要綱における基準の1.4倍を超える世帯の児童生徒であります。
			(否認定者世帯個々の状況について説明)
			備考欄に申請の継続・新規について記しております。
	_	_	
委	員	長	日程第7議案第4号平成18年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について担当課
			長から説明をいただきました。
			先程教育委員会協議会において改正について承認いただいた、上富良野町就学援助要
			綱に基づいて「認定」「否認定」の判断がなされております。
			皆さんの手元に判断資料として申請された世帯の状況等の資料がありますが、個人情

_	
発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
	報の保護等に関して取り扱いに充分注意ねがいます。皆さんのご審議をお願いします。
菅原 委員	よくここまで調査できたなと思いますが、大変難しいとおもいます。
	申請されたものを全て無審査で認定するわけにもいかないし。
工藤 委員	今回の申請に対する調査は完璧に把握できたものではないと考える。
	例えば、母子世帯が多い中で、離婚等における慰謝料や養育費について把握できない
	のではないか。
学校教育班主幹	そのとおりです、相手方が支払ったことが明らかでない限り把握できません。
教 育 長	1世帯1世帯個々の事情を把握できれば、もっと認定の判断は易しいと思うが、それ
	は不可能なことであることから、要綱により一定の基準を設けて判断せざるを得ないと
	考えています。
7. D E	
委 員 長	事務局より提出された状況調査において要綱の基準を超えているかどうかで「認定」 「否認定」の判断をすることとします。
	次に日程第8議案第5号上富良野町文化財保護委員会委員の委嘱について説明願い
	ます
教育振興課長	本日追加議案として上程させていただきました日程第8議案第5号上富良野町文化
	財保護委員会委員の委嘱について説明いたします。 (議案第5号朗読説明)
太 昌 臣	口和労の送安労5只し宮白昭町立ル財伊雄禾呂△禾呂の禾曜について説明いたださ
委 員 長	日程第8議案第5号上富良野町文化財保護委員会委員の委嘱について説明いただき ました。何かご質問、ご意見はございませんか。
全 委 員	ありません。
委 員 長	では、日程第8議案第5号上富良野町文化財保護委員会委員の委嘱についてを承認い
	たします。
	以上で日程第8まで全ての審議を終了いたしました。 他になにかございますでしょうか。
全 委 員	ありません。
委 員 長	はい、ではこれで平成18年第4回教育委員会は、閉会とします。
	閉会11時15分

この会議次第は、書記の記録したものであるが、その内容の正確なことを証するため、 ここに署名する。

委員長

委 員

委 員

委 員